

# 契 約 書

久山町議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。)と  
(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法に規定する選挙運動用自動車として使用する。
- 2 車両及び登録番号
- 3 台数 台
- 4 使用期間 令和7年 月 日から令和7年 月 日までの 日間
- 5 契約金額 円 (消費税込)  
内訳 (1日につき 円× 日)  
(1日につき 円× 日)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき久山町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、久山町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は久山町には請求することができない。

7 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和7年 月 日

甲 久山町議会議員一般選挙候補者  
住 所  
氏 名

乙 住 所  
名 称  
代表者